



2022年5月20日

各位

G M B 株 式 会 社  
 代 表 取 締 役 社 長 松 波 誠  
 (コード番号：7214 東証スタンダード)  
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 善 田 篤 志  
 ( 0 7 4 5 - 4 4 - 1 9 1 1 )

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を2022年6月24日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款第14条を変更するものであります。
- (2) 補欠監査役の選任に関する定款第33条第3項で引用する会社法第329条の項番号を、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の相当項番号に変更するものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月24日(金曜日)  
 定款変更の効力発生予定日 2022年6月24日(金曜日)

3. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行条文	改 定 後
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	< 削除 >

現行条文	改定後
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.(条文省略)</p> <p>3.会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p> <p>4.(条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.(現行通り)</p> <p>3.会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p> <p>4.(現行通り)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上